

## 所在不明者の登録の取消しに関する要領

この要領は、貸金業者の営業所又は事務所の所在地並びに貸金業者の所在（以下「所在等」という。）を確知できない場合において、貸金業法（以下「法」という。）第24条の6の6第1項（第1号該当）の規定に基づく、当該貸金業者の実態調査、所在等不明の認定、登録の取消し等に関して必要な手続きを定める。

### 1 貸金業者の実態調査

貸金業者の所在等に関する実態調査は、次の方法により行うものとする。

#### (1) 実態調査の対象

次のいずれかに該当する貸金業者のうち、取消処分の有効性を確保するため、登録期間が概

ね6ヶ月以上残っている業者を調査の対象とする。

- ① 立入検査により所在等が不明である可能性を確認した場合
- ② 業者報告書の通知など各種通知が転居先不明等で返戻された場合
- ③ その他所在等の不明の事実が判明した場合

#### (2) 所在不明であることの確認

##### ① 電話による確認

実態調査前に、営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）並びに登録者本人（法人の場合は役員）及び重要な使用人に電話（履歴書で確認可）を架け、所在等が不明であることを確認する。

##### ② 報告徴収（熊本県貸金業者事務取扱要項第35条）

①において、連絡がつかない場合には、登録者（法人の場合は代表者）宛てに、法第24条の6の10の規定に基づく営業所等の所在に係る報告徴収書面を特定記録郵便により発出するものとする（返戻により文書を送達できない場合を除く。）。  
③ 変更届又は廃業届の提出指導

##### ③ 変更届又は廃業届の提出指導

①又は②において、所在等が確知できた貸金業者に対しては、変更届又は廃業を提出するように指導する。なお、変更届及び廃業届の提出については、2週間程度の期限を定めるものとする。

#### (3) 営業所等の実態調査の実施

(2)において営業所等の並びに登録者（法人の場合は役員）及び重要な使用人ともに所在等が不明であることを確認した業者については、別紙「所在不明貸金業者調査票」により営業所等の実態調査を行う。

なお、この調査で所在等が確認できた業者に対しては、(2)③により指導する。

### 2 所在不明者の現住所等の確認

1の実態調査により所在等を確知できない貸金業者は、以下により登録者の現住所等の再確認

を行う。

#### (1) 個人の場合

確認しようとする者の本籍地を管轄する市区町村に戸籍附票の交付申請を行い、登録者本人、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の現住所を確認する。

#### (2) 法人の場合

熊本地方方法務局に法人登記簿謄本の交付申請を行い（※）、法人の存続及び現役員の状況を確認する。

法人登記簿謄本による確認後、現役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者につ

いて、(1)と同様に戸籍附票を入手し現住所を確認する

※ 法人登記は電子化されており、本店が所在する市区町村名及び法人名が記入されていれば交付可能である。

### (3) 外国人の場合

外国人登録済証明書の発行元である行政庁に対し、外国人登録済証明書の交付申請を行い、現住所を確認する。

## 3 警告文の通知

(1) 2により登録者の現住所の確認をした場合、個人の場合はその個人の現住所に、法人の場合は代表者の現住所に警告文を特定記録郵便により送付する。

(2) (1)の警告文が到達しない場合は、個人の場合は登録されている重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員の現住所に、法人の場合は登録されている役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員の現住所に、同警告文を特定記録郵便により送付する。

## 4 登録の取消し

(1) 3の処理を行っても警告文が到達しない貸金業者又は到達してから2週間以内に何の連絡もない貸金業者に対しては、所在等不明者として認定し、法第24条の6の6第1項の規定に基づき、その旨を県公報で公告する。

(2) 3の通知が到達してから2週間以内に連絡があった場合は、以下のように取り扱う。

- ① 業務を行っていないのであれば、廃業届を速やかに提出するよう指導する。
- ② 営業所等に移転したのであれば、変更届を速やかに提出するよう指導する。
- ③ いずれの場合も、到達後2週間以内に届出を行うよう指導し、期限内に届出がなかった場合は、(1)の手続きを進める。

(3) (1)の公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、法第24条の6の6の第1項の規定により、当該貸金業者の登録を取消し、法第24条の6の8の規定により、その旨を県公報で公告する。

なお、この取消処分<sup>の</sup>起案は、(1)の公告日から30日経過後に行い、処分年月日は決裁日とする。

(4) (1)の公告後30日以内に連絡があった場合は、以下のように取り扱う。

- ① 原則として、廃業届の提出のみ認め、変更届の提出は認めない。  
なお、廃業届の提出は、(1)の公告後30日以内とする。
- ② ①の廃業届の提出が(1)の公告後30日経過する日までに行われたものであるか、日本貸金業者協会熊本県支部に確認し、その日までに届出がないものについては、(3)の取消処分を実施する。

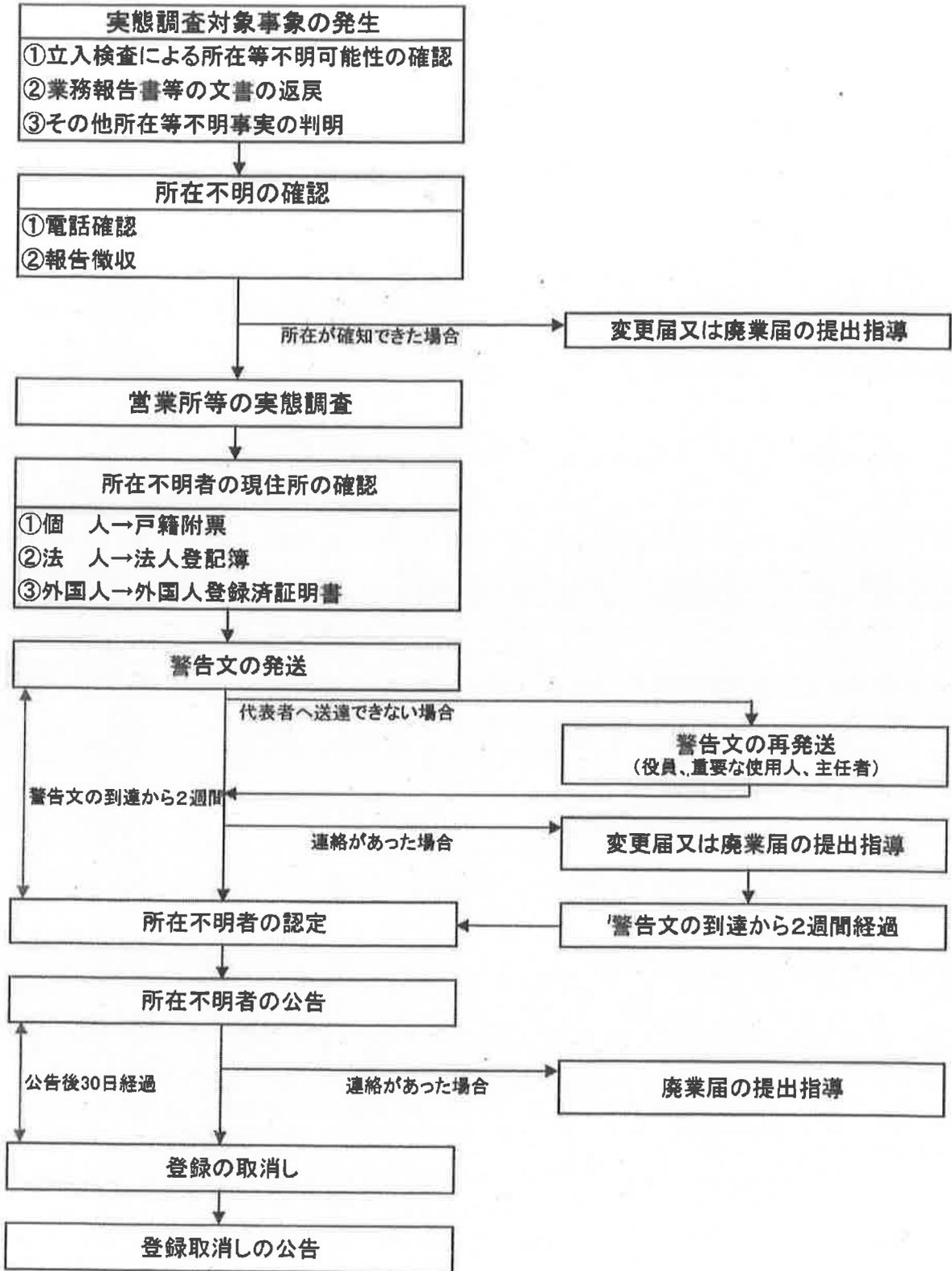
## 附 則

この要領は、平成15年8月27日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成19年12月19日から施行する。

# 所在不明者の登録の取消しに係る手続



所在不明貸金業者調査票

業者概要	商号等			氏名(代表者氏名)							
	登録年月日	平成	年	月	日	登録番号 ( )第 号					
	営業所所在地			営業所電話番号							
	登録者住所			住所地電話番号							
情報収集	各種通知文書返送	平成	年	月	日						
	立入検査時に判明	平成	年	月	日						
	関係機関等からの連絡	平成	年	月	日						
	その他										
実態調査概要	電話による調査	平成	年	月	日	通話(可・不可)					
	報告徴収	平成	年	月	日						
	確認後の業者への指導状況	事情聴取内容及び指導内容									
		改善の有無	変更届(月日)、廃業届(月日)、届出無し								
	実態調査実施日	平成	年	月	日	( )					
	調査結果概要	調査結果概要	本人行方不明								
営業所不存在											
本人と面会											
営業所あり											
その他											
今後の取扱方針											
行政処分	戸籍謄本附票等の徴収	平成	年	月	日	判明した 新住所等					
	警告文書	平成	年	月	日	付け経金第 号					
実施に	連絡の有無	(有・無)									
	連絡「有」の場合の、業者への指導内容	事情聴取内容及び指導内容									
		改善の有無	変更届(月日)、廃業届(月日)、届出無し								
係る者の公告の実施	所在不明貸金業	起案日	平成	年	月	日	決裁日	平成	年	月	日
	県公報掲載	平成	年	月	日	付け熊本県公報第 号					
	公告後30日経過日	平成		年	月	日					
事務処	申し出「有」の場合の、業者への指導内容	事情聴取内容及び指導事項									
		改善の有無	廃業届(月日)、届出無し								
経過	取消処分の実施、	起案日	平成	年	月	日	決裁日(処分日)	平成	年	月	日
	処分した旨の公告	県公報掲載	平成	年	月	日	付け熊本県公報第 号				